

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しの
うち大規模なものとして消防局長が指定する件

平成 26 年 7 月 28 日
消 防 局 告 示 第 1 号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和 51 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 17 号）第 42 条の 2 に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するものとして、指定する催しを次のとおり定める。

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、次のいずれにも該当するものとする。

- 1 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであるもの。
- 2 主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を越える規模の催しとして計画されている催しであるもの。

附則

この告示は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。